

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	都市としての要件に関する条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 44 号	法 規 集	第 1 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	総務部市町村課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、市となるべき普通地方公共団体が具備しなければならない都市的施設その他の都市としての要件を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法に定めるもののほか、都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備しなければならないので、当条例は現在も必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	経済的、社会的にその周辺を含む地域の中心地としての機能を有し、福祉をはじめ数多くの事務を処理するなど、町村よりも大きな機能と責任を果たすに当たり、求められる都市としての要件を具体的に列記したものであり、有効である。	昭和53年 綾瀬町が綾瀬市に変更
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	市となるべき普通地方公共団体の具備すべき要件をあらかじめ条例として明示しておく方が、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	住民に身近な基礎自治体として、町村以上に大きな役割を担う市となるべき要件を定めたものであり、地域主権型社会をめざす県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法の規定に基づくものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)